

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の
全部効力停止処分について

平成 28 年 9 月 30 日（金）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、平成 28 年 9 月 30 日付けで、下記の指定居宅介護支援事業所の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 合同会社よどかわケアサービス
- (2) 代表者 代表社員 淀川みゆき
- (3) 所在地 大阪市東淀川区下新庄六丁目 3 番 1 7 号 6 0 3

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 笑顔ケアプランセンター
- (2) 事業所所在地 茨木市寺田町 4 番 31 号 102
- (3) 指定年月日 平成 26 年 9 月 1 日

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 3 箇月間の指定の全部の効力を停止
- (2) 効力停止期間 平成 28 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで

4 行政処分を行う理由

- (1) 不正請求
 - ・居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）が実施されておらず、その記録がない。
 - ・サービス担当者会議が開催されていない。または、開催したものの一部のサービス事業者を参加させず若しくは意見の聴取を行っていない。
 - ・居宅サービス計画について利用者への同意及び交付を行っていない。

以上の運営基準違反により、運営基準減算を行わなければならないことを知りながら、介護報酬を減算せずに不正に請求し受領した。

健康福祉部
福祉指導監査課
電 話 072-620-1809（ダイヤルイン）